

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	研究開発用排熱温度差発電設備の法定検査手続不 要化	都道府県名	佐賀県
提案主体名	伊万里市、(株)ゼネシス	提案事項管理番号	1004010

規制の所管・関係省庁	経済産業省
根拠法令等	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条
制度の現状	<p>電気事業法第48条の規定に基づき、事業用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとする者は、事前にその工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。</p> <p>同法50条の2に基づき、同設置者は、同電気工作物に対し使用の開始前に自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う使用前安全管理審査を受審しなければならない。</p> <p>同法第52条の規定に基づき、同設置者は、同電気工作物のうち、定められた圧力以上の圧力が加えられる部分について溶接する場合は、その溶接についてその使用の開始前に溶接事業者検査を行いその結果を記録し、保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣の登録を受けた者が行う溶接安全管理審査を受審しなければならない。</p> <p>同法第55条の規定に基づき、特定電気工作物を設置する者は、定期に当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う定期安全管理審査を受審しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている発電設備を設置した場合に必要な工事計画届出、安全管理審査について、排熱による温度差発電の研究開発及び技術開発を行うことを目的とした発電設備に限り、一定の要件を満たしている場合には、保安レベルを維持した上で、工事計画届出、使用前安全管理審査、溶接安全審査及び定期安全管理審査の受審を必要としない特例措置を設ける。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>研究開発のための排熱による温度差発電設備に限り、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない特例措置を設けることにより、排熱温度差発電に関する研究開発の円滑化及び促進を図る。</p> <p>具体的には、発電設備を設置した場合に、現行法で必要な工事計画届出、安全管理審査について、保安レベルを維持した上で、これらの受審の対象としない特例措置を設ける。それにより、熱交換器やタービンなどを交換するたびの手續に費やす時間が不要となるため、研究開発時間の短縮が図られ、コストの縮減、研究環境の向上につながる。</p> <p>提案理由： 伊万里市では、持続可能な社会の形成を目指して、温度差発電の研究開発が盛んに行われており、本市としても、知的基盤の形成や地域経済の活性化に向けて取り組みを行っている。</p> <p>近年、環境問題が国際的課題となっており、未利用である排熱エネルギーの研究開発を促進させる必要があるが、現行法では電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審が必要なため、その手續等に費やす時間も多大なものがある。そこで、本特例措置により手續等にかかる時間については、60分の1程度の大幅な時間短縮が見込め、コスト削減や研</p>

究開発の促進につながる。

代替措置：

- ・発電設備については、低温排熱による温度差発電設備であって研究開発の用に供するものに限る。
- ・出力が100キロワット未満であること。
- ・電線路により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。
- ・当該設備が電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合することを確認するための専門委員会が設立されること。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>・具体的な設備設置の計画が不明のため、現段階では判断ができない。必要に応じ、排熱温度差発電の仕組み等について、詳細な資料を提示されたい。</p> <p>・なお、本件提案の諾否に直接関係するものではないが、特例措置により手続等に係る時間が60分の1程度になる根拠についても併せてお示しいただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>提案主体から提出された資料をもとに検討されたい。</p> <p>また、この他、検討材料として必要な資料等があれば、具体的にご教示されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>別添資料により検討をお願いします。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>いただいた資料をもとに検討を行ったが、実現に向けた検討を進めるため、使用する配管径、厚さ、気化器の構造、最大使用圧力及び発電機出力など設備規模に関する事項、施設に隣接する設備との離隔距離、保安装置の設置状況、流体の毒性など安全性の判断に資する事項についても、資料を送付していただきたい。また、手続時間が60分の1となる根拠についても、今後の規制緩和施策の参考とさせて頂くために併せて送付していただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>当該提案は、既に特区として実現した「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業」と同様の要件を満たした場合、研究開発用排熱温度差発電設備にも同様の特例を認めていただきたいとの内容である。</p> <p>基本的には、海水の温度差を利用するか排熱の温度差を利用するかの違いであるとはいえ、個別の技術に係る安全性が確認できなければ特例を認めることができないことは理解できるが、既に海水温度差において特例が認められていることもあるため、提案者が提出した資料を基に必要な指導をしていただくなどして、提案の実現に向けて前向きにご検討いただきたい。</p> <p>また、当該特例が実現すれば、発電に係る省資源化の足がかりとなり、循環型社会の構築にも寄与していくものとする。</p>			
提案主体からの再意見	<p>規制緩和の実現に向けて、別添資料により、引き続き検討をお願いします。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—
<p>排熱を利用した温度差発電については、既に実用化され設置されている事例もあることから、現行制度の範囲内で、研究開発等に大きな支障をきたすことなく手続を行えるものと考えている。当省においても、本省及び産業保安監督部間で連携を取り、円滑な手続きが行えるよう努めていく所存である。</p>				

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	認定完成検査実施者が実施する変更工事の手続簡素化	都道府県名	茨城県
		提案事項管理番号	1051010
提案主体名	茨城県、三菱化学(株)鹿島事業所、鹿島石油(株)鹿島製油所、JSR(株)鹿島工場、鹿島塩ビモノマー(株)鹿島工場、旭硝子(株)鹿島工場		

規制の所管・関係省庁	経済産業省
根拠法令等	高圧ガス保安法第14条 コンビナート保安規則第14条
制度の現状	<p>高圧ガス保安法において、第一種製造者が設備の変更工事を行うときは都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該変更工事が省令で定める軽微なものである場合は、都道府県知事への届出でよいとされている。</p> <p>この軽微変更工事の範囲は、省令(コンビナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。</p> <p>(1)高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじょ限量 1ppm 未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものへの取替えに限る)</p> <p>(2)ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじょ限量 1ppm 未満のガスが通るものを除く)</p> <p>(3)ガス設備以外の変更工事</p> <p>(4)高圧ガス設備の撤去工事</p> <p>(5)試験研究施設の変更工事で大臣が認めたもの</p>

求める措置の具体的内容	現在、高圧ガス保安法及びコンビナート等保安規則により規定されている「軽微な変更の工事」の対象拡大を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>1 事業の実施内容</p> <p>次の要件を満たし、かつ茨城県保安等専門委員会による事前審査を受け、承認された者が実施する下記の工事について、新たに変更許可を必要としない「軽微な変更の工事」として取り扱うことを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定完成検査実施者であること ○事業所の組織、保安管理システムにより事前評価を含む確実な変更管理ができる者であること ◎上記要件を満たす者が実施する変更工事のうち、保安上の問題が生じないと考えられるもの(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・塔槽類の更新、熱交換器の更新、鏡・管板等一部更新、配管の更新、計装導管の更新、ポンプの更新、圧縮機の更新等 ・予備設備の追加、ノズル出し、ペント弁・ドレン弁の追加、計装導管の変更等 <p>2 提案理由</p> <p>本事業実施(規制合理化)により、対象工事の事前チェックの重複(事業所+都道府県)が解消されるとともに、設計から完成検査まで一貫した変更管理や工期短縮、手続の簡便化等により工程管理が容易となり、コスト削減による競争力強化及び</p>

事前チェック体制の充実による保安レベルの向上が見込まれるため。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
<p>別添資料に軽微変更の拡大対象として提案されている内容について、技術的な観点からの検討が必要である。例えば、じょ限量 1ppm 未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えについて、簡易な変更工事であるものは軽微変更の範囲に含めることとし、その具体例として配管の更新をあげているが、当該配管の範囲や適用される毒性ガスの範囲について、安全確保の観点から技術的な検討を行う必要がある。また、本提案において、軽微変更の拡大を認める事業者を茨城県保安等専門委員会において事前審査を行うことにより特定することとしているが、当該委員会において審査する項目についても、保安上の観点からその内容について検討する必要がある。</p> <p>したがって、これらの検討に当たっては、提案主体と相談しつつ、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を立ち上げ、技術的な調査・審議を行うこととする。</p> <p>なお、当該調査・検討には新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとしたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高圧ガス設備における軽微変更届条件内の「じょ限量」規制を廃止	都道府県名	大分県
		提案事項管理番号	1035030
提案主体名	大分コンビナート立地企業連絡協議会		

規制の所管・関係省庁	経済産業省
根拠法令等	コンビナート等保安規則(第十四条第一項第一号)
制度の現状	<p>高圧ガス保安法において、第一種製造者が設備の変更工事を行うときは都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該変更工事が省令で定める軽微なものである場合は、都道府県知事への届出でよいとされている。</p> <p>この軽微変更工事の範囲は、省令(コンビナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。</p> <p>(1) 高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじょ限量 1ppm 未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものへの取替えに限る)</p> <p>(2) ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじょ限量 1ppm 未満のガスが通るものを除く)</p> <p>(3) ガス設備以外の変更工事</p> <p>(4) 高圧ガス設備の撤去工事</p> <p>(5) 試験研究施設の変更工事で大臣が認めたもの</p>

求める措置の具体的内容	<p>コンビナート等保安規則(第十四条第一項第一号)で、じょ限量百万分の一未満のガスは軽微な変更の工事の対象から除外されている。これを「高圧ガス設備(特定設備及びじょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く)の取り替え…」の条文の内、「じょ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く」の文言を削除し、軽微な変更の工事の対象とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>軽微な変更の工事は認定試験者(管類)の施工が条件であり、ガスの種類に関係なく工事管理は十分である。</p> <p>また、以下の理由により、「じょ限量」を判断基準に用いることは妥当ではない。</p> <p>① 高圧ガス保安法では、可燃性ガス、毒性ガス等の分類に応じて技術上の基準が定められている。</p> <p>② 「じょ限量」については、ACGIH(米国労働衛生専門官会議 American Conference Governmental Industrial Hygienists)が勧告を行っている許容濃度値の TLV-TWA を採用しているが、この値は労働安全衛生上における勧告値であり、普遍ではなく逐次見直しが行われている。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
<p>添付資料に示された軽微変更届条件によれば、じょ限量 1ppm 未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えについて認定試験者が施工した場合は、使用前の検査を全く行うことなく設備を使用できるスキームとなっているところ、1ppm 未満の濃度で人体に対する有害性が認められているような有毒性が強い毒性ガスについては、何らの代替措置なく、軽微な変更の工事によるとして、使用前検査を全く行わずにその製造設備を稼働させるといったことは保安確保上認められない。</p> <p>しかしながら、例えば、県が保安専門委員会等を組織して事業所の事前審査を行い、その結果、保安上問題ないと認められた事業所においては設備の使用前検査を自ら行えるとするようなスキームであれば検討の余地もあることから、必要に応じ、代替措置等について提案主体からの相談を受け、提案内容について技術的な検討をすることは可能である。</p> <p>その場合は、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を設置して当該調査・検討を行う必要があり、新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとしたい。</p> <p>なお、同様の提案が他県(茨城県)から提案されており、そちらでは県の保安専門委員会による事前審査を含めたスキームでじょ限量 1ppm 未満のガスも対象として検討しているため、これを参考とすることも一案である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
規制緩和の代替措置についても、できる限り地域の使い勝手に配慮したものとなるようご検討いただきたい。				
提案主体からの意見				
<p>本提案内容と同様な提案が茨城県から提案されており、茨城県では既に保安専門委員会が設置され、じょ限量 1ppm 未満のガスも対象として検討しているため、その動向を確認しながら今後の対応を協議していきたいと考えている。</p> <p>しかしながら、本提案を実現させる手段として、県が保安委員会を組織して事業所の事前審査を行う検討案以外にも他のやり方があればご教示願いたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>提案内容について、「軽微な変更工事」の取り扱いとした場合には、県の許可が不要となるため、今回の提案内容がこれらの許可を行わなくとも県が公共の安全を確保できると認める内容とする必要がある。そのため、現在提示されている「県が保安委員会を組織して事業所の事前審査を行う検討案」以外にも、大分県又は大分コンビナートにおける独自の保安の取り組みにより、許可を行わなくとも公共の安全を確保できると県が判断できる独自の具体的なスキームがあれば、ご提案いただければ適宜検討して参りたい。</p> <p>なお、他県(茨城県)での検討動向を確認のうえ、必要があれば適宜ご相談いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ



11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「技術」の必要経験年数の緩和	都道府県名	兵庫県
		提案事項管理番号	1093080
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第2の2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要

求める措置の具体的内容	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方及び拡大にむけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならない状況である。即戦力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>経済産業省では、1969年創設以来30年以上の歴史を持つ我が国の情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活用して、アジア各国(インド、シンガポール、中国、韓国、台湾、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、モンゴルの11ヶ国・地域)の試験制度と相互認証を行っているところ。今後とも、相互認証国の拡大を図っていくこととしている。</p> <p>情報処理技術者試験は、広く情報処理技術者を育成するため、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など汎用性、普遍性が高い知識・技能を問う試験である。他方、民間ベンダー資格は、ベンダーが、自社製品に精通した技術者を認定するための資格であり、特定のソフトウェアや技術等に特化した知識・技術のレベルを問うものである。したがって、情報処理技術者試験と民間ベンダー資格・試験とは、その目的及び内容が異なるものであり、これらを国家試験間の相互認証の対象とすることは不可能。</p> <p>なお、情報処理技術者試験と相互認証を行っている外国の国家資格・試験のうち法務大臣が告示で定める国家資格を有し、又は国家試験に合格している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を有していると認められることから、当該学歴要件及び実務経験年数要件に関わりなく入国できることとなっている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>既に相互認証を行っている外国の国家資格・試験のなかに法務大臣が告示で定める国家資格・試験から漏れているものがあるが、少なくとも相互認証済みのものについては、法務省と調整の上、全て告示に盛り込むよう検討されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>多くのIT技術者は、自身の情報技術能力の証明として民間ベンダー資格を取得して企業に雇用されており、同資格は情報産業界において広く認められている現状にあることから、相互認証の対象となるよう検討を要望しているところである。</p> <p>しかしながら、同資格の相互認証が難しい場合、国家資格・試験が相互認証されているものの法務大臣告示で定められていない国(インド、タイ、台湾、マレーシア、モンゴル)についても告示に追加し、必要経験年数に関わりなく入国できる国が拡大されるよう検討していただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>提案主体からの意見については、インドは相互認証を行っている試験の合格者がそもそも「大学卒業程度」と扱われており、また台湾は既に告示済み、マレーシアについても現在告示改正手続中であるなど、今後とも関係省庁と連携を図りつつ、速やかに手続を進めていきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然エネルギー拡大における、電力の固定価格買取 制度の導入	都道府県名	神奈川県
		提案事項管理番号	1105010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	経済産業省
根拠法令等	電気事業者による 新エネルギー等の 利用に関する特別措置法 第五条
制度の現状	電気事業者(東京電力等一般電気事業者、PPS,特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。

求める措置の具体的内容	自然エネルギーの買取制度において、固定価格買取制度を導入して自然エネルギーの普及をすべきである。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>温暖化対策として自然エネルギー(風力、太陽光、地熱、水力、バイオマス)の普及が求められている。日本も「電気事業者による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法(RPS 法)」によって、電力会社などに一定割合の新エネルギー利用を義務付けた。しかし、設定した利用割合が低く、自然エネルギーの普及を停滞させている。現在は、風力発電事業の要望が電力会社の定める割合を超えており、抽選で事業者を選定している。そこで、RPS 法のように一定割合で自然エネルギーを受け入れるのではなく、自然エネルギーの普及が進むドイツが取り入れている「固定価格制度」を導入するべきである。「固定価格制度」とは、自然エネルギーを、発電手段別に一定の価格で全量買い取ることを義務付けている制度である。</p> <p>風力発電などの自然エネルギーにも課題があり、出力が不安定で系統に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、系統整備の費用がかかる。ドイツは、それらの系統費用を電力会社ではなく、消費者に対して「託送費用」としての買い取り価格に上乗せすることで調達した。日本も、系統費用を消費者に負担させ、固定価格制度を導入して自然エネルギーを普及してほしい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効率的に新エネルギーを導入するために、その発電に係る追加的なコストを電気の消費者が広く負担することを期待する制度である。その際、電気事業者の需要地と供給地は、地方公共団体の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って固定価格買取制度とすることは困難。</p> <p>仮に一部の地域に固定価格買取制度の導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれるものとなり、不公平となる。</p> <p>このため、当該提案は特区制度になじむものではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>特区制度は、どうすれば提案の趣旨を実現できるかという観点でご検討いただくものであるため、特区になじまないものであるならば、全国での対応ができないかをご検討いただきたい。</p> <p>また、提案者より、現行制度は設定した利用義務量が低いため自然エネルギーの普及を停滞させているとの指摘を受けているが、これについての見解を示されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>電気事業者の需要地と供給地は、地方公共団体の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って固定価格買取制度とすることは困難。当該提案は特区制度になじむものではない。とご回答頂いたが、ドイツなどは国全体で電力の買取制度を固定価格制度として、国民全体で全国的に新エネルギーにかかる費用を負担している。本提案においても特区だから出来ないのではなく、全国的に対応をしていくことに関してはどのようにお考えでしょうか。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>固定価格買取制度は、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくい、高価格での買取は電気料金の恒常的な値上げに繋がるといった課題があり、我が国において固定価格買取制度を全国的に導入することは適切ではない。なお、平成13年に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)の導入の議論の際、固定価格買取制度とRPS制度の両制度について総合資源エネルギー調査会で比較検討した結果、我が国にはRPS制度の導入が適当とされた経緯があり、新エネルギーの普及については、RPS制度という規制措置に加え、技術開発や設備導入支援等の予算措置により、更なる新エネルギーの普及拡大に向けた取組みを行っているところ。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	北海道
		提案事項管理番号	1038010
提案主体名	産業クラスター研究会オホーツク「麻プロジェクト」		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務一第238号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>今次提案においては、THC成分が皆無である品種についての検討を求めており、「抽出、濃縮によるTHC乱用の危険性」は対応不可の理由とはなり得ない。</p> <p>また、フランスにおいてはTHC成分が皆無である品種が開発されており、種子の管理・販売は政府委託の下に行われていることから、THC含有については事前に容易に判別でき、その証明は国レベルで保障されるものである。(第11次提案にて参考書類提出済)</p> <p>併せて、「国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。」とのことであるが、換言すれば「THC成分が皆無の品種は規制対象とならない」と理解するが如何か。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
--	--	--	--	--

提案主体からの再意見

THC 成分が皆無である品種の存在及びフランス政府がこれを証明することについて「承知していない」とのことであるが、次回においてはこれらの事実関係を踏まえた回答を求める。

これらが事実であることを前提とすれば、THC 成分が皆無の種子の判別は可能であるが、輸入時の公的機関等における抜き取り検査(DNA検査等)の実施や、国の主導による種子管理システムの構築を併せて実施することにより違法品種の輸入、流通は完全に防止できるものとする。

併せて、大麻の栽培に際し目的や品種などに係る申請を経て、都道府県知事が栽培許可を与えている制度も、大麻種子の流通、違法栽培の防止を担保しているものとする。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	長崎県
		提案事項管理番号	1070010
提案主体名	株式会社グラスマイル		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務一第238号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し		「措置の内容」の見直し	

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)</p>				

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	東京都
		提案事項管理番号	1072010
提案主体名	株式会社日本ヘンプ		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC 成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>現在の大麻取締法とその関連制度には THC 濃度の規制がない。これは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくても(この場合、省令を変えなくても)、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか。種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整えればよいか。単一条約では薬物防止体制を組んだ上で、産業目的には適応しないと明記している。EU やカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC 濃度規制ができてい。日本でそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。もし、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいか。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	静岡県
		提案事項管理番号	1086010
提案主体名	KAYA		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務一第238号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>現在の大麻取締法とその関連制度には THC 濃度の規制がない。これは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくても(この場合、省令を変えなくても)、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか。種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整えればよいか。単一条約では薬物防止体制を組んだ上で、産業目的には適応しないと明記している。EU やカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC 濃度規制ができてい。日本でそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。もし、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいか。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し —</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	東京都	
		提案事項管理番号	1089010	
提案主体名	(有)ジャパンエコロジープロダクション			

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省 告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC 成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】→栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】→フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】→その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
--------------	--------------	---	--------------	---

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	岐阜県
		提案事項管理番号	1090010
提案主体名	岐阜県産業用麻協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC 成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道 1万 ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【国際条約において、THC を含有している大麻については、その量にかかわらず規制対象とされている。】→その統制(規制)は、同条約第 28 条2によると産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をすべての種子に適用した輸入規制は、国際条約違反であると思われます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第 39 条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—



11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	沖縄県
		提案事項管理番号	1099010
提案主体名	バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省 告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻 薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC 含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草につ いて、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽 培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であつて も事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図るこ とができる。 【提案理由】 ①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布 として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが 欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解 決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化 対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期 待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられる ことから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>現在の大麻取締法とその関連制度には THC 濃度の規制がない。これは法律解説書でも指摘されている。構造改革特区の趣旨と目的から、法的根拠がなくても(この場合、省令を変えなくても)、特区として先進的な事例をつくって検証することはできないのか。種子証明、輸入手続の体制、栃木県と同じ管理体制をどのように整えればよいか。単一条約では薬物防止体制を組んだ上で、産業目的には適応しないと明記している。EU やカナダで薬物防止と産業利用を区別し、THC 濃度規制ができていいる。日本でそのような制度構築が実験的にもできない理由はない。もし、できないなら、諸外国と比較して行政能力が著しく劣っていると解してよいか。</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみ、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	広島県
		提案事項管理番号	1108010
提案主体名	有限会社イー・コーポレーション		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務一第238号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも『歴史は繰り返す』事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの導入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】→栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】→フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】→その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	熊本県
		提案事項管理番号	1109010
提案主体名	たしろ屋		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC 成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】→栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】→フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】→その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	高知県
		提案事項管理番号	1110010
提案主体名	高知ヘンプユニオン		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務一第238号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>【THCの含有量が低い大麻であっても～危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象でしょうか？【乱用につながる危険性】→栃木県と同じ管理体制をすることで対応可能ではないでしょうか？【大麻種子の段階～判別することは極めて困難である。】→フランス政府から認められた種子会社の証明書で対応可能であり、輸入手続制度の整備によって対応可能ではないでしょうか？【国際条約～規制対象とされている】→その規制は、同条約第28条2で産業上の目的のためならば適用しないことが明記されているので、日本国で発芽不能処理をTHCのない栽培用種子まで適用できる輸入規制は、国際条約違反ではないでしょうか？</p>				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>—</p> <p>・THC含有量が皆無である品種の大麻については承知していない。また、大麻種子については、成育した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。</p> <p>・EU諸国等においては、麻薬に関する単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国があるが、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫されて100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。</p> <p>・フランス政府がTHCを含有しない大麻種子の証明書を認定しているということについては承知していない。</p> <p>・麻薬に関する単一条約第39条において、「この条約のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、この条約で定める措置より詳細な又は厳重な統制措置を執ること・(中略)・を妨げられないものとする。」と規定されているところである。</p> <p>これらのことにかんがみて、大麻種子の輸入については、THC含有量にかかわらず、現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p>				

①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)

11 経済産業省 特区第12次 最終回答

管理コード	110060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県名	愛媛県
		提案事項管理番号	1111010
提案主体名	ヘンプリズム志国プロジェクト		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省告示第 170 号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和 40 年 9 月 15 日薬務一第 238 号)
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC 成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案実現後の事業構想】</p> <p>①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>①産業用大麻の品種は、EU 諸国の国内法に優先する EU 規則に基づいている。添付 1、2。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付 3。種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によって THC 含有量を把握し、EU 域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があれば THC の把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付 4)を整えられれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU 諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999年)にもあるように、1998年中に合法と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと推定され懸念を示している。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持し、厳正に対処する必要がある(我が国が外国政府による証明書のある種子の輸入を認めることが必要である理由はなく、これを図ることは考えていない。)</p>				